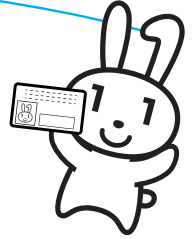


# マイナ保険証をご利用ください

マイナンバーカード（マイナ保険証）によるオンライン資格確認システムは、2023年7月2日時点で8割近くの医療機関や薬局で運用されています。

マイナ保険証で受診するとメリットも多いので、できるだけマイナ保険証で受診してください。



## マイナ保険証で受診するメリット

- 就職や転職しても利用できる
- 正確なデータに基づく診療や薬の処方（重複投薬の防止等）が受けられる
- マイナポータルを通じて特定健診や薬の情報が閲覧できる
- マイナポータルを通じて確定申告も簡単にできる
- 限度額適用認定証が不要になる
- 今までの保険証で受診するよりも医療費が安くなる

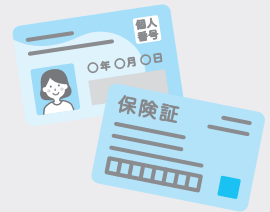


## マイナ保険証が使えない場合

一方で、マイナ保険証で資格確認ができないケースもあります。

- 受診した医療機関等にカードリーダーが設置されていない
- 資格確認を行った際に「資格（無効）」「資格情報なし」と表示される
- 機器やカードのき損等の不具合で資格確認ができない

このような事態も起こりえますので、医療機関等を受診する場合は、当面は今までの保険証も必ず持参してください。また、スマホでマイナポータルの資格情報画面を提示して受診することもできます。



## マイナンバーの点検について

新たに被保険者となった方の資格情報を登録した際に、本来の方法（マイナンバーの記載がない場合は、「4情報（氏名、生年月日、性別、住所）」が一致した場合のみ資格情報として登録）とは異なる方法で作業を行ったため、別の方の情報を資格情報として誤登録してしまったケースが一部の保険者で発生しました。

こうしたことを防ぐため、厚生労働省の通知に基づき、過去に登録したみなさまの資格情報等について、点検を行っています。また、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）照会により、「5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）」の一致が確認できない方については、「マイナンバーカードの写し」もしくは「マイナンバーが記載された住民票の写し」を提出していただく場合もあります。

円滑な運営とよりよい医療の提供のために、ご理解とご協力をお願いいたします。